参考様式第5－2号

地域計画

策定年月日	令和8年3月31日
更新年月日	令和8年9月30日 （第1回）
目標年度	令和18年度
市町村名 （市町村コード）	神戸市 28100
地域名 （地域内農業集落名）	有野町東二郎下地区 （有野町東二郎下集落）

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	20.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	0.0 ha
② 田の面積	19.9 ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	0.4 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	7.4 ha
（備考）	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（2） 地域農業の現状及び課題

東二郎下地区は神戸市北区の北東部に位置し、有野川流域に沿って開けた地域である。二郎は東（東二郎）と西（西二郎）集落からなり、東二郎の内、旧イチゴジャム工場を境とした川上（南）が東二郎上、川下（北）が東二郎下である。地区内のほぼ中央を神戸市街と北部地域を結ぶ交通の要衝である兵庫県道15号線（通称「有馬街道」）が貫き、近隣には有野インター交差点を中心に中国縦貫自動車道の西宮北 IC がある。また神戸電鉄が有馬街道に沿うように走り、近接する二郎駅および田尾寺駅から神戸の中心地までアクセスが容易である。
農家世帯は24戸あり、ブランドいちごである二郎いちご（主な品種は「章姫」）の生産地であることから、いちごの専業で経営が成り立っている農家もあり、後継者問題が比較的少ない地域である。ただし、安定した水利の確保と、小規模兼業農家の営農環境の確保が課題となっている。

（3） 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

小規模兼業農家が多く、個人での農業機械の購入、メンテナンスにかかる経費負担が大きく、地区内や近隣での農業機械の共同利用やレンタルの活用など、経費を抑制しつつ稲作の安定的な持続を検討する。
いちご狩りや直売所を核とした地域営農の高次化を検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、農地バンクへの貸付け、新規就農者も受入れも検討する。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	13.2 %	将来の目標とする集積率	30.0 %

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標

担い手が利用する団地面積の拡大を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
地域全員参加で話し合いを進め、自治会、農会、里づくり協議会、農業委員が協力して担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
所有者、担い手の意向を踏まえ、農地バンクも利用し段階的に集約する。
(3)基盤整備事業への取組
過去に基盤整備事業を検討した結果、しないこととなった。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
既存の経営体の育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
必要に応じて活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	□	⑨その他		

【選択した上記の取組内容】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
⑧ハウス栽培による高収益作物の生産を拡大する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者(氏名・名称)	現状			10年後(目標年度:令和 18 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		いちご 水稲	135.8 a	a	いちご 水稲	135.8 a	a	1	
利用者		いちご 水稲	28.6 a	a	いちご 水稲	28.6 a	a	2	
認農		いちご 飼料	25.5 a	a	いちご 飼料	25.5 a	a	3	
認農		いちご	33.5 a	a	いちご	33.5 a	a	4	
認農		いちご 野菜	30.8 a	a	いちご 野菜	30.8 a	a	5	
利用者		いちご 野菜	89.9 a	a	いちご 野菜	89.9 a	a	6	
利用者		いちご 水稲	63.6 a	a	いちご 水稲	63.6 a	a	7	
利用者		いちご	20.2 a	a	いちご	20.2 a	a	8	
利用者		水稲	67.2 a	a	水稲	67.2 a	a	9	
利用者		いちご	21.0 a	a	いちご	21.0 a	a	10	
利用者		いちご	38.3 a	a	いちご	38.3 a	a	11	
認農		いちご	28.2 a	a	いちご	28.2 a	a	12	
利用者		いちご	17.9 a	a	いちご	17.9 a	a	13	
利用者		いちご	21.7 a	a	いちご	21.7 a	a	14	
認就		いちご	13.9 a	a	いちご	13.9 a	a	15	
利用者		野菜	100.0 a	a	野菜	100.0 a	a	16	
			a	a		a	a		
計	16経営体		736.0 a	0.0 a		736.0 a	0.0 a		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。